

地方独立行政法人青森県産業技術センター契約事務細則

平成21年規程第47号

(最終改正平成31年規程第2号)

(趣旨)

第1条 この細則は、地方独立行政法人青森県産業技術センター会計規程(平成21年規程第37号。以下「会計規程」という。)に定めるもののほか、地方独立行政法人青森県産業技術センター(以下「法人」という。)における契約事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(競争に参加させることができない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、会計規程第40条第1項に規定する競争入札(以下「競争入札」という。)に参加させることができない。

(1) 未成年者、被保佐人、被補助人及び成年被後見人(契約締結に必要な後見人、保佐人等の同意を得ているものを除く。)

(2) 破産者で復権を得ない者

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 工事又は製造の施行に当たり、安全管理の措置が不適切で死亡又は負傷を生じさせた者

(3) 贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された者

(4) 公正な競争の執行を妨げ、又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(5) 落札者が契約を結ぶことを妨げ、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(6) 落札したものとの契約を締結しなかった者

(7) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(8) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(9) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用者として使用した者

3 経営状態が著しく不健全であると認められる者は、競争入札に参加させないことができる。

(参加者の資格)

第3条 契約の種類及び金額に応じ、青森県知事が競争入札に参加する資格を有するものとして認めた者は、法人における競争入札に加わろうとする者の資格を有する者と認めることができる。

(一般競争入札の参加者の資格を定めた場合の措置)

第4条 理事長は、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となる事項並びに当該資格の審査の申請の時期及び方法等について掲示その他の方法により公示するものとする。

2 理事長は、一般競争入札に参加しようとする者から前項の規定に基づく資格の審査の申請を待つて、定期又は隨時にその者が当該資格を有するかどうかを審査し、資格を有すると認めた者又は資格がないと認めた者に対し、それぞれ必要な通知をするものとする。